

不正防止に向けた具体的な取組

「埼玉県産業技術総合センターにおける競争的研究費等の運営・管理に関する規程」（以下、「規程」という。）第 14 条第 2 項の規定に基づいて定める「不正防止に向けた具体的な取組」は、次のとおりとする。

1 物品等の発注・管理に係る手続きの明確化

(1) 物品等の発注手続き

発注業務を担当する経理事務担当者は、あらかじめ研究員が作成し、発注承認業務を担当する者が承認した執行伺い等（科研費については、物品購入(伺)簿）により、発注を行うこととする。その際、予定価格が税込 50 万円未満の場合は原則として発注書を作成するものとし、予定価格が税込 50 万円以上 100 万円未満の場合は原則として発注書を作成し、請書を必要とするものとし、予定価格が税込 100 万円以上の場合は契約書を作成するものとする。

ただし、競争的研究費等のうち、県の歳入歳出予算に計上したものは、センターが一般に行う経理事務の手続きに準じて行うことができるものとし、研究員が作成し発注承認業務を担当する者が承認した執行伺いに基づき、研究員が発注できるものとする。

(2) 検査

ア 規程の第 18 条で定める納品検査は、納品検査業務を担当する経理事務担当者が、契約書（請書）、仕様書及びその他関係書類により行うこととする。

イ 納品検査に当たっては、必要に応じて納入業者に立ち会いを求めることとする。

ウ 規程の第 18 条第 3 項で定める検査は、成果物と完了報告書等により行うとともに、必要に応じて、動作確認等による事後確認、保守作業への現場立会いなどにより行うこととする。

(3) 取引業者への措置

取引業者にセンターの不正対策方針等を周知し、取引実績や実効性等を考慮した上で誓約書の提出を求めることとする。

(4) 換金性の高い物品の管理

科研費において、換金性の高い物品（パソコン等）の購入時には、公的研究費で購入したことを明示し、物品の所在が分かるように記録することで、適切に管理する。

2 旅行の事実確認の取組

(1) 旅行命令時における事実確認

研究課題の遂行に必要な旅行を行う場合は、旅行命令の決裁を埼玉県旅費システムで受けることとする。

なお、宿泊を伴う県外（海外を含む。）への旅行や参加費（資料代も含む。）を要する学会・研修会に係る旅行の場合は、あらかじめ「県外出張・学会参加伺」を作成し、旅行命令権者の決裁を受けなければならない。

(2) 旅行復命時における事実確認

ア 旅行を終え帰庁したときは、埼玉県旅費システムにより復命を行うとともに、復命書

を作成しなければならない。

イ 宿泊を伴う研究打合せや実験等を目的とした旅行の場合は、復命書に打合せ内容や実験内容に加え、打合せの相手方所属・氏名の記載や実験現場の写真の添付を行わなければならない。なお、航空機を利用した場合は、搭乗を証明するものを経理事務担当者へ提出しなければならない。

ウ 学会・研修会用務で旅行した場合は、復命書に参加証や当日配布される資料など参加・出席の事実が確認できる資料の一部を添付しなければならない。

なお、航空機を利用した場合は、搭乗を証明するものを経理事務担当者へ提出しなければならない。

エ 軽易な内容の業務を行うために旅行した場合はこの限りではなく、旅費システムの用務欄に予算元（科研費等）を付記した上で、用務目的、研究打合せの相手方の所属・氏名を入力することにより、復命書の作成を省略することができる。

3 研究補助者として雇用した臨時職員に対する勤務の事実確認

- (1) 勤務の事実確認は、出勤簿及び業務報告書により行うこととする。
- (2) 出勤簿は、経理事務担当者が管理することとする。
- (3) 臨時職員が出勤したときは、本人が出勤簿に署名または押印しなければならない。また、臨時職員は、業務終了後、業務報告書に業務内容を記入し、監督者である研究員の確認を受けなければならない。
- (4) 経理事務担当者は、必要に応じて勤務状況の確認を実施することとする。

4 研究活動の報告

- (1) 競争的研究費等を受領している研究員は、必要に応じて毎年度の埼玉県産業技術総合センター研究報告において、研究の実施状況及び研究成果について報告を行わなければならない。
- (2) 競争的研究費等を受領している研究員は、不正防止を管轄する統括管理責任者の指示があった場合には、毎年度行われる研究発表会等で、研究の実施状況及び研究成果について報告を行わなければならない。
- (3) 研究発表会等における報告に当たっては、関連する他の研究課題と併せて報告することができる。
- (4) 不正防止を管轄する統括管理責任者は、関係する研究員に対して、競争的研究費等による研究活動上の不正行為を未然に防ぐため、研究計画の立案、研究の実施及び研究成果とりまとめの各過程において、必要に応じて状況報告を求めることができる。
- (5) 研究員は、その種類に応じて最低5年以上の期間、研究データを保存し、不正防止を管轄する統括管理責任者が求めるときは、それを提出しなければならない。

附 則

この取組は、平成27年9月28日から施行する。

附 則

この取組は、平成28年8月10日から施行する。

附 則

この取組は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この取組は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この取組は、令和3年8月11日から施行する。

附 則

この取組は、令和6年3月1日から施行する。

(参考) 競争的研究費等の運営・管理に関する規程第 11 条第 6 項対応
(研究員が提出する誓約書の例)

誓約書

埼玉県産業技術総合センター長 様
(最高管理責任者)

私は、「埼玉県産業技術総合センターにおける競争的研究費等の運営・管理に関する規程」等の諸規程を遵守し、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を行わないことを誓います。

万一、規程等に違反して、不正を行った場合は、埼玉県産業技術総合センター、埼玉県及び研究資金配分機関等による処分を受け、法的責任を負担します。

年 月 日

担当・職名

氏名 (自署)

(参考) 不正防止に向けた具体的な取組 1 (3) 対応

(取引業者が提出する誓約書の例)

誓約書

埼玉県産業技術総合センター長
(最高管理責任者)

当社は、「埼玉県産業技術総合センターにおける競争的研究費等の運営・管理に関する規程」等の諸規程に定められた趣旨を理解し、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用に関与しないことを誓います。

また、貴センターにおける内部監査及び不正に係る調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請があった場合には、これに協力します。

もしも、埼玉県産業技術総合センターの職員から不正行為の依頼等があった場合には、貴センターの通報窓口に通報します。

万一、規程等の趣旨に反して、不正に関与した場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

年 月 日

取引業者名

代表者名